平成２１年（フ）第６号
秋田県にかほ市畑字一本木下20番地３、旧住所秋田県秋田市新屋勝平台２番５号　201
破産者　佐藤　新司
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１４号
埼玉県越谷市東町２丁目266番地156　アネックス越谷東町２期202
破産者　石丸　健一
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　佐藤工業グループ三郷寮401号室
破産者　中屋敷　力
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
埼玉県越谷市大字弥十郎250番地１
破産者　橋本　博行
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３６号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4023番地12
破産者　新井　吉信
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
金沢市小立野２丁目24番48号　朝日プラザ金沢小立野114号
破産者　川岸　昭二
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２１２号
大阪府吹田市山田東３丁目８番23―210号
破産者　遠藤　康文
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２１３号
大阪府大阪市阿倍野区阪南町５丁目22―１エスリード西田辺駅前302、開始決定時大阪府大阪市阿倍野区松崎町４丁目８番７号
破産者　遠藤達五郎
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４５８号
広島市佐伯区坪井１丁目17番８号、開始決定時の住所広島市安佐南区長束５丁目25番３―403号
破産者　山口　正人
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１６６０号
広島県安芸郡府中町桜ヶ丘14番16号
破産者　大町　貴雄
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２２２６号
福岡市中央区荒戸３丁目２番５―403号
破産者　日高　洋平
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７６５号
長崎県長崎市上田町９―１―102、開始決定時の住所長崎県長崎市竿浦町693番地３
破産者　森　壮一郎
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１７年（フ）第１１号
長崎県南島原市有家町山川721番地
破産者　隈部　光雄
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２０年（フ）第１８９号
福井県坂井市春江町西太郎丸第４号40番地21
破産者　本家　匠二
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４５６号
福井県大野市元町８番15号
破産者　赤尾　幹雄
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
福井市大宮３丁目５番10号
破産者　秋山　信次
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２８６号
静岡県浜松市東区上石田町532番地の２　有限会社カーパス内、破産手続開始時の住所静岡県浜松市中区東伊場１丁目10番720号　浜松アーバンヒルズ
破産者　鈴木美津子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第６１１号
愛知県小牧市小牧原新田2317―１　フリーデンハイム203号、住民票上の住所愛知県犬山市大字犬山字南古券134番地
破産者　熊澤　一秋
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０８号
京都市西京区山田開キ町23番地11
破産者　横川　陽子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係